

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

長浜市立湖北病院増改築等設計業務について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月8日

長浜市病院事業管理者 高折 恭一

1 業務の概要

(1) 業務の名称 長浜市立湖北病院増改築等設計業務

(2) 業務の目的

令和5年に策定した「湖北病院及び湖北やすらぎの里施設整備基本構想・基本計画」（以下「基本計画」という）に基づき、病院が計画している新棟増築及び既存棟改修ならびに旧棟解体及び外構工事等の基本設計及び実施設計業務を行うものである。

(3) 業務内容 長浜市立湖北病院増改築等設計業務仕様書のとおり

(4) 業務期間 契約日の翌日から令和7年9月30日まで

基本設計業務 令和6年度

実施設計業務 令和6～7年度

2 参加資格

業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる資格要件等を全て満たすものとする。

(1) 令和6年度の長浜市競争入札参加資格名簿に建築設計業務を希望する者として登録があること。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 参加表明書等の提出時において、長浜市入札参加停止基準要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。また、契約締結日までに入札参加停止措置を受けた場合は参加資格を喪失するものとする。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) プロポーザル選定委員会の委員及びその家族が関係する設計事務所でないこと。

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる者
- (8) 平成21年4月以降に、日本国内で竣工し又は実施設計を完了した病床数100床以上で延べ床面積5,000㎡以上の病院（以下「100床以上の病院」という。）の新築設計業務の受託実績を有する設計事務所であること
- (9) 平成21年4月以降に、日本国内で竣工し又は実施設計を完了した工事面積2,500㎡以上の既存病院の改修設計業務の受託実績を有する設計事務所であること
- (10) 総括責任者及び各担当主任技術者については、次のアからコまでの全てを満たすこと。
- ア 総括責任者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること
 - イ 総括責任者及び意匠主任技術者については、提出者の組織に所属していること。
 - ウ 総括責任者は、平成21年4月以降に日本国内で竣工し、又は実施設計を完了した「100床以上の病院」の新築設計業務の実績を有すること。
 - エ 総括責任者は、平成21年4月以降に日本国内で竣工し、又は実施設計を完了した既存病院の工事面積2,500㎡以上の改修設計業務の実績を有すること。
 - オ 総括責任者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者はそれぞれ1名であること。
 - カ 意匠主任技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
 - キ 構造主任技術者は、建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士であること。
 - ク 電気設備主任技術者は、建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士又は同法第2条第5項に規定する建築設備士であること。
 - ケ 機械設備主任技術者は、建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士又は同法第2条第5項に規定する建築設備士であること。
 - コ 総括責任者は、記載を求める各担当主任技術者（意匠は除く。）を兼任していないこと。また各担当の主任技術者は、他の分野を兼任していないこと。

3 選定方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による参加表明書等の書類審査をし、技術提案書等に対してヒアリングを実施し、その内容を長浜市立湖北病院増改築等設計業務プロポーザル選定委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続き等

(1) 事務局（書類の提出先）

長浜市立湖北病院 施設整備推進室（担当 山根、西川）

〒529-0493 滋賀県長浜市木之本町黒田 1221 番

電話（代表） 0749-82-3315 FAX 0749-82-4877

メールアドレス seibisuishin@ikbk.jp

ホームページ <http://ikbk.jp>

(2) プロポーザル実施要領等の交付

ア 実施要領等その他の資料については、長浜市立湖北病院のホームページからダウンロードすること。

イ 交付期間

令和6年4月8日（月）から6月11日（火）の午後3時まで

(3) 現地説明会について

本プロポーザルを実施するに当たり、応募予定者に対する現地見学会等は開催しない。

(4) 参加表明書等及び技術提案書等に関する質問書の提出場所及び方法

ア 参加表明書等及び技術提案書等に関して質問がある場合は、質問書（様式7）を作成し、電子メール（質問提出期間内に事務局必着のこと。）にて事務局へ提出すること。

イ 電話、FAX、郵送、口頭による質問は受け付けない。

・ メール件名は、「【送付】質問書（会社名 担当者氏名）」とする。

ウ 提出期間

令和6年4月9日（火）から令和6年4月15日（月）午後3時まで

質問期間以降の質問は、一切受け付けない。

エ 質問に対する回答日及び方法

令和6年4月19日（金）長浜市立湖北病院のホームページで回答を公開する

(5) 参加申込書等（第一次審査）の提出

ア 本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書等（様式1～8）を事務局に提出する。詳しくは、長浜市立湖北病院増改築等設計業務プロポーザル実施要領による。

イ 提出期間

令和6年4月19日（金）から令和6年4月25日（木）午後3時まで

ウ 提出書類

- ・ 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- ・ 設計事務所の技術職員数・資格・・・・・・・・・・（様式2）
- ・ 設計事務所の主要業務実績・・・・・・・・・・（様式3）
- ・ 総括責任者の業務実績等・・・・・・・・・・（様式4-1）
- ・ 各担当主任技術者の業務実績等・・・・・・・・・・（様式4-2）
- ・ 協力事務所の内容等・・・・・・・・・・（様式5）
- ・ 誓約書・・・・・・・・・・（様式6）
- ・ 参加表明書等質問書・・・・・・・・・・（様式7）
- ・ 参加表明書等受領書・・・・・・・・・・（様式8）

エ 第一次審査結果

参加表明書等により、参加企業ならびに配置予定技術者の業務実績等を審査し、第二次審査の技術提案書の提出資格者として5者程度を選定し、ホームページに掲載するとともに通知する。

結果通知予定日 令和6年5月2日（木）予定

(6) 技術提案書等（第二次審査）の提出

ア 第一次審査の結果、技術提案書提出資格者となった者は、技術提案書等（技-様式1～4）を提出する。詳しくは、長浜市立湖北病院増改築等設計業務プロポーザル技術提案書等作成要領による。

イ 提出期間

令和6年5月2日（木）から令和6年6月11日（火）午後3時まで

ウ 提出書類

- ・ 技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (技-様式1)
- ・ 設計業務にかかる技術提案 (各課題) ・・・・・・・・ (技-様式2)
- ・ 提案価格書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (技-様式3)
- ・ 技術提案書等受領書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (技-様式4)

(7) 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング

- ア 実施予定日 令和6月6月21日(金) 予定
- イ 実施場所 長浜市立湖北病院 別館1階 セミナー室
- ウ 実施時間等 別途通知する。

(8) 第二次審査結果

第一次審査により選定された者を対象に、業務の課題に対する技術提案等についてヒアリングを踏まえ審査し、優秀者1者、次点者1者を選定し、ホームページに掲載するとともに通知する。

結果通知予定日 令和6年6月27日(木) 予定

5 費用負担

本プロポーザルにかかる一切の経費は、参加者の負担とし、参加報酬は(報償費)等は支払わない。

6 その他の事項

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、4.(1)に記載する事務局とする。
- (2) 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (3) 提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定の技術者(総括責任者及び意匠担当者)は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (4) 第一次審査、第二次審査及びヒアリングは非公開とする。
- (5) 応募予定者に対する現地見学会等は開催しない。
- (6) 参加者側の理由で技術提案書の内容が履行できなくなった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点等の措置を行う場合がある。
- (7) 技術提案書の内容は、発注者側の判断により採否を決定するため、最優秀に選定された場合でも、当該提案内容が実際の設計業務で全て採用されるものではない。
- (8) 本プロポーザルの告示以降において、選定委員に本プロポーザルを目的として接触した者は、失格とする。